

2024年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2024年10月10日(木)13:25~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
各拠点の TV 会議端末拠点及び Teams
3. 出席者:大矢委員長、大久保委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
(※大久保委員、田澤委員は Teams によるリモート参加)
4. 審議概要:
 - (1)新委員の紹介及び委員長互選
事務局より、新たに就任した大矢委員の紹介があった。その後、委員長の互選が行われ、三宅委員からの推薦に基づき全会一致で大矢委員が新委員長として選出された。
 - (2)2023年度第4回契約監視委員会議事要旨及び2023年度契約監視委員会活動のまとめの報告
事務局より資料1「2023年度第4回契約監視委員会議事要旨」。資料2「2023年度契約監視委員会活動のまとめの報告」について報告があり了承された。
 - (3)2024年度調達等合理化計画第1四半期の実施状況について
調達部推進課長より、2024年度調達等合理化計画第1四半期の実施状況について資料3をもとに説明があった。
随意契約の見直しの検討について、次回の委員会で進捗の報告をすることになった。
 - (4)2024年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
2024年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、高落札率であったものを中心に点検を受けた。その結果、問題となる契約はなかった(個別案件ごとの点検内容は別紙のとおり)。

その他

- ・次回の委員会は、1月16日(木)に開催することとした。

第1回 2024年10月10日

競争性のない随意契約			3件	① SOLAR-C 主鏡研磨評価用サンプルの製作 ④ -1 2024 年度 海外ダウンレンジ局設備の維持作業 ④ -2 H3 ロケット 3 号機 グラムダウンレンジ局 運用支援作業 ④ -3 基幹ロケット追尾局(海外局)の打上げ高頻度化対応整備 ⑤2024 年度ポンペイ追尾局設備保全作業
競争入札	一般競争	価格評価	2件	② 2024年度 調布航空宇宙センター宅配便業務 ③ 2024 年度新型宇宙ステーション補給機1号機、2号機、3号機の運用準備および実運用

① SOLAR-C 主鏡研磨評価用サンプルの製作 [競争性のない随意契約]

本件は、高感度太陽紫外線分光観測衛星 SOLAR-C 観測装置システム(EUVST 望遠鏡)主鏡のコーティング開発要素の確認用供試体として、当該主鏡と同質のサンプルを製作するために必要な技術情報を有していることが必要条件となっている。今般の所要要求に必要な技術情報を有している業者は、国内外において、当該システムの主鏡製作を請け負っている提案業者以外にはおらず、提案業者は本業務を実施することができる唯一の業者であることから、契約事務実施要領第69条第1項(1)ウ(人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。)を適用し随意契約をしたとの説明が担当者よりあった。

委員から、当該システムの契約相手方ではなく、実際に主鏡を製作している下請け業者に直接JAXAが契約せざるを得ない理由・業者選定の経緯について、質

問があった。

これに対して、研究開発契約における役割分担の考え方から、研究開発要素が大きいものについては、JAXAが評価し設計を確定し製造工程に移行する建付けになっていることや、提案業者については、概念検討・設計の段階で調査し選定討した業者であるとの回答があった。

② 2024年度 調布航空宇宙センター宅配便業務 [競争入札(価格評価方式)]

本件は、JAXA 調布航空宇宙センター、飛行場分室、名古屋空港連携拠点、大樹航空宇宙実験場からの国内発着の宅配便業務を行うものである。

業務内容は、調布航空宇宙センター等における前年度配送実績から必要とする範囲であり、かつ規模感等を示していることから、要求仕様が過大・不明瞭とは言えず、公告開始後に担当者から調布航空宇宙センター最寄りの宅配便営業所へ声掛けを行うなど 1 者応札を回避する行動をとっていたものの結果として、一者応札になったものであり、今後、調布航空宇宙センターを担当地域とする宅配便営業所をさらに調査したうえで、声掛けを徹底していく旨の説明があった。

委員から、各宅配業者のネットで公開されている単価があり、競争が難しいとのことだが、競争が働かない構図になっているのであれば、随意契約を検討する、また、複数年契約等して、法人割引が可能にする等の交渉ができるのではないかとの意見があった。

③ 2024 年度新型宇宙ステーション補給機1号機、2号機、3号機の運用準備および実運用 [競争入札(価格評価方式)]

本件は、国際宇宙ステーション(ISS)に物資補給を行う「こうのとりのり」(HTV)の技術を活かし、輸送能力・運用性を向上させた新たな補給機(HTV-X)の飛行運用・飛行運用に向けた運用管制員(Flight Control Team: FCT)の運用訓練参加を行うものである。先行機である HTV の運用経験がない業者も参加できる作業を識別するとともに、機体技術に係る専門性の高い作業(異常時評価対応など)をスコープから除外し、企業選定にて HTV 運用経験が優位とならないよう価格評価方式を採用したものの結果として、一者応札になったものである。結果的に業務の特殊性から新規参画が難しかったものと考えられるため、過去実績のない業者でも参加しうる作業条件を設定すべく幅広く候補企業からヒアリングをしていく旨の説明があった。

委員から、候補企業を下請けで束ねる形で提案されてきたとあるが、これが合

理的な契約体制なのであれば、同じ競争入札を続けずに別の方策を考える必要もあるのではないか、前例となる HTV ではどのようなになっていたのかとの質問があった。

これに対し、今後は、事前にヒアリングを行い、ご指摘いただいた点も踏まえて、幅広く検討していく必要があること、HTV では業務を分けて契約し、JAXAが全体をまとめる形を取っていたが、JAXA 側業務の効率化の観点から、一者にまとめて任せることとし、未経験の業者も参入できるよう専門性を除外したものである、といった回答があった。

④ 2024 年度 海外ダウンレンジ局設備の維持作業

H3 ロケット 3 号機 グアムダウンレンジ局 運用支援作業

基幹ロケット追尾局(海外局)の打上げ高頻度化対応整備

[競争性のない随意契約]

「2024 年度 海外ダウンレンジ局設備の維持作業」は、H-IIA 及び H3 ロケット打上げミッション達成に必要な海外ダウンレンジ局(グアム局及びクリスマス局)の施設維持・保守点検等の作業を行うものである。直接作業を実施する米国企業の唯一の代理店となる提案業者と、保守を主内容とした作業を契約することから、契約事務実施要領第 69 条第 1 項(1)カ(特定の販売業者以外では提供することができない物件の買い入れ、借り入れ又は保守を行うとき)を適用し随意契約をした。

「H3 ロケット 3 号機 グアムダウンレンジ局 運用支援作業」は、H3 ロケット 3 号機の打上げ運用に必要なグアム局の運用支援等作業を行うものである。提案業者を代理店とする米国企業が有するロケットの運用技術等を必要とし、当該技術を有する者が一に限定される契約であることから、契約事務実施要領第 69 条第 1 項(1)ウ(人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。)を適用し随意契約をした。

「基幹ロケット追尾局(海外局)の打上げ高頻度化対応整備」は、グアム局及びクリスマス局の基幹ロケット打上げ高頻度化対応整備(追尾局構成装置の重要度や故障時のリードタイムに応じた交換ユニットの追加整備及び電源系統の高信頼性化整備)を行うものである。既存設備の整備・改修を目的とし、当該設備を製造した者以外には実施できない契約であることから、契約事務実施要領第 69 条第 1 項(1)オ(既存の設備又は製品等の維持、保守点検、整備、改修、機能付加、又は改善を行うための契約であり、当該設備又は製品等を製造した者以外では実施できな

いとき)を適用し随意契約をした旨の回答があった。

委員からは、3つの契約において、随意契約理由(力)の適用範囲の妥当性、随意契約の理由は複数の理由を選べないのか、との質問があった。これに対して、随意契約理由(力)適用の考え方、複数の随意契約理由が該当する場合でも最も該当する項目を一つ選ぶ運用にしていることを説明するとともに、随意契約理由(力)の適用範囲や複数の選定理由がある場合については、「技術力」の観点を踏まえて整理する必要があるとの回答があった。

⑤ 2024 年度ポンペイ追尾局設備保全作業 [競争性のない随意契約]

本件は、H3 ロケット打上安全監理業務のためにミクロネシア連邦ポンペイ島に整備したポンペイ追尾局の設備維持に必要となる追尾局現地における保全作業を行うものである。当該場所でなければ事業を行う事が不可能であることから、空港セキュリティ管理エリアに立入りが可能な業者であり、かつ、拠点・人材・技術力を有している提案業者と契約事務実施要領第 69 条第 1 項(1)コ(場所が限定される賃貸借等の契約)を適用し随意契約をしたとの説明が担当者よりあった。

委員から、資料からは、賃貸借等の「等」で読んでいることがわかりにくい点の指摘と金額の妥当性の判断方法について質問があった。これに対して、「等」で読んでいることを添え書きする等の修正を行うことと、金額の妥当性については商議を重ねて決めている、との回答があった。

以 上